

「中国査証（ビザ）」現在の状況は？

JSC 貿易部ニュース

新型コロナも一応は収束し、石材業界でも日中間の往来が再開しています。

しかし、訪中しての現地視察ということになると、まだ以前のように「チケット予約さえすればいつでも行ける」という状態には戻っておらず、面倒で時間も掛かる「査証（ビザ）」を取得してからという状態が続いています。

さすがに、コロナ明け直後に比べるとやや難易度が下がった「中国査証（ビザ）」の取得ですが、それでも申請書の作成には時間を要します。コロナ前のように「ビザなし」に戻れば非常に便利なのですが、相互主義の観点から、おそらく当面の間はビザ申請が必要な状態が続くと思います。

今号では、視察や検品で中国訪問を検討中という石材店様に向けて、ビザ取得時の注意点や必要書類を簡単にまとめてみましたので参考にいただければと思います

日本人は、トランジット（乗り継ぎ）での一時入国以外は「査証（ビザ）」の申請・取得が必要な状態が続いています。ちなみに、トランジットでのビザ免除は下記に該当するケースです。

1. 中国と国交のある国の一般旅券所持者は、香港やマカオを訪れ、香港やマカオで登録された旅行社のツアーに参加して広州珠江デルタ地域で観光する場合、6日以内の滞在であればビザが免除されます。
2. 乗り継ぎで中国を経由し、24時間を超えず、また空港を出ない場合は通過ビザが免除されます。
3. 53カ国（日本が含まれている）の国民の72時間以内のビザ免除：北京、上海、広州、成都、重慶、瀋陽、大連、西安、桂林、昆明、厦門、武漢、天津、ハルピン、青島、長沙の空港から第三国（地域）へ乗り継ぎをする場合、指定された地域内での72時間以内の停留にはビザが免除されます。
4. 53カ国（日本が含まれている）の国民の144時間以内のビザ免除：北京、上海、天津、成都、瀋陽、大連、昆明、武漢、江西、河北、浙江の空港から、厦門、青島の

空港及び港から、第三国（地域）へ乗り継ぎをする場合、指定された地域内での 144 時間以内の停留にはビザが免除されます。

長々書きましたが、結論を言いますと、現在も中国は日本国民に対する短期滞在（15 日以内）のビザ免除措置を一時停止しています。トランジットで検品とはいかないので、視察や検品で現地訪問を計画しておられる石材店様は、必ず「査証（ビザ）」を申請して取得しなければなりません。

中国ビザの種類

M：(商業・貿易)	商業、貿易活動の目的で訪中する方
F：(交流・訪問)	技術開発提携、訪問・交流等の非営利活動の目的で訪中する方
L：(観光)	観光の目的で訪中する方
Z：(就労)	就労の目的で訪中する方

他にもありますが、一般的にはM（商用）、F（交流）、L（旅行）ビザが一般的となります。申請される場合は、条件に合ったビザの種類を選んでください。

申請手順

1. 申請書類の準備

2. 申請書類の提出

- ・ご自身での提出、あるいは現在は旅行社に代行を依頼することもできます。
- ・出発日の 1 ヶ月～3 ヶ月前の申請がおすすめです。
- ・現在、事前予約は必須ではありませんが、時期によっては待ち時間が長くなることもあるようです。
- ・一度提出済みの申請を取り消すことができません。
- ・必要書類は取得するビザの種類によって異なります。詳しくは、ビザセンターの HP 等で確認下さい。

3. ビザの受領とお支払い

- ・これで中国渡航に必要な査証（ビザ）取得となります。

ちなみに、お値段的には下の表にあるような費用が掛かります。

中国ビザ料金（円） 【2023年12月11日～2024年12月31日】

国籍	入国回数	普通申請	加急申請	特急申請
日本	シングル	2,250	5,250	6,250
	ダブル	3,750	6,750	7,750
	半年マルチ	4,500	7,500	8,500
	一年マルチ	7,500	10,500	11,500

*中国ビザ申請センターで申請する場合、ビザ代金の他に申請手数料（普通申請：5,500／加急申請：8,800／特急申請：11,000）が別途かかります。

申請に必要な書類

- 日本人
- ・ 中華人民共和国签证（ビザ）申请表
 - ・ パスポート原本及び写し（コピー）
 - ・ 証明写真1枚

証明写真の規定：6か月以内に撮影したもの、正面、カラー、帽子の着用不可、背景は白、サイズは縦48mmX横33mm。（※このサイズ規定に関しては結構厳格です。注意下さい）

「中華人民共和国签证申请表」は、中国ビザ申請センターのホームページより、オンラインで入力します。入力したものを印刷して申請センターに持参します。また、申請表内の「在线填表确认页」に必ずサインしてお持ち下さい。

問合せ先

中華人民共和国駐日本国大使館

管轄区域は、東京、神奈川、千葉、埼玉、長野、山梨、静岡、群馬、栃木、茨城

住所 東京都港区元麻布3-4-33

連絡先 03-3403-0924

公式サイト <http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/>

駐大阪総領事館

管轄区域は、大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀、愛媛、高知、徳島、香川、広島、島根、岡山、鳥取

住所 大阪府大阪市西区靱本町地区3-9-2

連絡先 06-6445-9481

公式サイト <http://osaka.china-consulate.gov.cn/jpn/>

今月の石種情報

今月は、いま話題のカンボジア産の石の情報をちょっと詳しくご案内します。カンボジア産の石については、何度か当メルマガでもご紹介していますが、最近、一段と問い合わせが増えてきていますので、改めてご紹介させていただきます。

「カンボジア 6 5 4 中目」(別名：青山 654、カンボジアグレー)

中国の「G 6 5 4」に似たカンボジア産の石です。加工は中国工場です。「カンボジア 6 5 4」には、細目から中目まで数種類の石目が存在します。その中で無難そうなのが「中目」の石です。

現在、中国の複数の工場生産され始めています。但し、工場によって、また入荷時期によって石目の「粗い・細かい」の差があります。弊社では、納品の度に石目や色差が異なるといった問題を防ぐため、「発注先をある程度固定する」「発注前に石目写真を送ってもらい確認する」などの対策を推奨しています。



カンボジア 654 (青山 654)

「カンボジア 6 5 4 細目」

「中目」と同じ丁場から産出される「6 5 4 細目」に似たカンボジア産の石です。こちらの「カンボジア 6 5 4 細目」は、原石そのものからして黒玉、色差、ムラ、目合いが不均一といった問題が多く、中国工場の方でも使用を推奨してくるところは少ない状況です。原石ごとの個体差が大きく、安定した品質でお届けするのが難しい石です。



カンボジア 654 (細目)

「カンボジアブラック」(金辺黒)

当社高松ショールームに展示品がございますが、まだ実績も少なく、経年変化に関する情報そのものが少ないことからクレーム情報も少ないというのが現状です。「色褪めするのでは？」という未確認情報もありますので追加調査は継続しています。

現時点、様子見ということもあり取扱いしている工場と取扱いしていない工場に分かれています。魅力はありますが要観察の石ということで、引き続き情報収集を行い、結果につきましても報告してまいります。



「OW-1」「OW-2」

湖南623など中国の623系の石の枯渇に伴い、注目が高まっているカンボジア産の白御影石です。

昨年頃から墓石だけでなく外柵にも使用され始め、急激に使用量が増えてきました。サビなどの問題報告もなく、経年変化による劣化報告もないことから、リーズナブルな白御影の中では安心してご使用いただける石の有力候補だと思います。

現在は原石の供給量も増え、中国工場も在庫確保に力を入れています。ちなみに「OW-2」は、「OW-1」に比べ、色が濃く、細目の石を指します。但し、この等級分けは生産工場によって線引きが若干異なりますので注意が必要です。

OW-1

OW2



今月はカンボジア産の石の情報を再度詳しくご紹介しました。JSC 貿易部では、これらカンボジア産石種につきましても、現地情報や各工場の原石状況をしっかり把握し、万全の態勢で検品も行いながら、石材店様に良品の墓石外柵をお届けできるよう努力して参ります。是非、お見積りやご注文がございましたら、弊社営業担当にお声掛け下さい。どうぞよろしくお願いたします。

それでは今月も最後までお読みいただき有難うございました。